

「放送法の一部を改正する法律案」に対する趣旨説明質疑

2024（令和6）年4月9日

立憲民主党・無所属

藤岡たかお

立憲民主党の藤岡たかおです。会派を代表して、ただいま議題となりました「放送法の一部を改正する法律案」につきまして、質問いたします。

（台湾地震への支援）

まず、冒頭に去る4月3日の台湾の地震においてお亡くなりになられた方に心から哀悼の誠を捧げ、被災された全ての皆様に心からお見舞いをいたします。

東日本大震災、熊本地震、能登半島地震など、これまでに台湾が我が国に対して寄せてくれた厚い支援を思えば、日本政府としても、まさに今こそ恩返し の思いでも、台湾のニーズなどに基づき迅速かつ大胆な支援をして頂きたい と思います。

（政治改革特別委員会）

放送法に関連し、放送事業者には政治的に公平な立場で放送番組の編集に あたって頂くことが重要ですが、先日、いわゆる自民党派閥の政治資金パーテ ィーに関する裏金問題を巡り、自民党内の処分が発表されました。

明後日の本会議において倫選特が政治改革特別委員会に改組されますが、 法改正の議論の前に、まず岸田総理に特別委員会に来て頂き、森元総理の関 与、処分の具体的な基準、岸田総裁自身と二階俊博議員を処分の対象外とした 理由などを国民に説明することから始めて頂く必要があるのではないでしょ うか。

（ネットの必須業務化の理由）

さて、放送法改正案についておたずねいたします。テレビ放送は開始から7 0年以上たち、インターネットの発達で曲がり角に立っています。視聴時間は 若者を中心に減り、スマートフォンやタブレットでの動画配信に人気が集ま っています。

総務省の調査では2020年度、平日におけるネットの平均利用時間が初

めてテレビを上回り、その後、差が開いています。テレビを持たない世帯も増えています。国民が情報を入手する主な手段は、ネットへ移行しつつあります。

こうした中で、現行制度下においても「インターネット活用業務」として配信されているNHKの放送番組について、インターネット配信を必須業務化することとしていますが、その積極的な理由は何か、また、NHKと視聴者双方にとって、必須業務化することによってどういうメリットがあるのか、一方で民業にどんな影響が及ぶのか、お答えください。

(ネット受信料について)

今回、視聴者・国民の大きな関心を呼んだのは、受信料の行方でした。「テレビを持っていない人も受信料をとられるのか」「パソコンやスマホを持っているだけで受信料を払わなければならないのか」といった疑念や不安を抱かれる方もいらっしゃいます。

総務省の「公共放送ワーキンググループ」の取りまとめでは、ネットのみで同時配信・見逃し配信を視聴する人にも相応の負担を求めることが適当としました。

そのうえでスマホやパソコンを保持しただけでこの負担を求める対象とみなすのではなく、視聴する意思が明らかになるような行為を前提とすることで、アプリのダウンロードや利用約款への同意等の行為などが考えられるとしています。

スマホなどの通信機器等による受信については、今回改正案として示された第64条第1項では、特定必要的配信の受信を開始した者が受信契約を締結しなければならないと規定されておりますが、受信料支払いが発生する要件の詳細について、大臣お答えください。

現在、NHKの受信料は地上契約で月額1100円、衛星契約で月額1950円ありますが、通信機器等における受信料はテレビなどの受信料と同じ額が提案されていく見込みでしょうか。テレビと同様に地上契約と衛星契約のそれぞれにおいて定められる見込みなのでしょうか。大臣、お答え下さい。

今回の法案で示される第20条においては、通信機器等に対して例外的にテレビと同じコンテンツの提供ができない場合として、著作権の許諾が得られなかった場合などを定めております。著作権の制約で、テレビでは放送できても、スマホなどへの通信ではコンテンツを提供できない場合が想定されますが、これらのことが受信料にどのように反映されていく見込みでしょうか。

大臣お答えください。

これらのことは、テレビなど受信設備の所持を前提として一律に受信料の負担を義務づけてきたこれまでの受信料制度から考えると、大きな制度変更を意味しています。

テレビなど受信設備を設置しておらず、受信契約を結んでいない方が、スマホなどでは受信料を支払わないとNHKのコンテンツがみられないとするならば、事実上のスクランブル化と同一ということにはならないのでしょうか。大臣の見解をお伺いします。

(受信契約や視聴者数の増加)

今後一層テレビ離れが進む中、受信料収入はこれまで以上に厳しい状況に陥っていくことは目に見えています。日本民間放送連盟の調査によると、受信契約を締結していない者や、特定受信設備を持たない者のうち、NHKプラスを利用する意向は7%程度であったとなっています。完全に無料でも利用する意向がない者は62・3%にも達しております。

本改正案によってスマートフォン等での視聴者向けの契約が創設されることにより、テレビを所有せずに相応の負担のもとでNHKを視聴する意思がある人たちがどのくらい出てくるのか、受信契約や視聴者はどの程度増加すると見込まれているのか、大臣の見解をお伺いします。

(理解増進情報制度の廃止)

NHKは、これまで、「公共放送から公共メディアへ」というスローガンを掲げて、放送の枠を越えた独自のネットコンテンツを育ててきました。総務省の検討会では、情報の多様性の確保を重要視する意見が出されるなど、必須業務化後に放送番組以外のコンテンツをどこまで配信するのかについて、有識者から一定の理解を示す発言が続きました。

しかし、今回、放送番組の関連情報の提供として「NHK政治マガジン」などの独自情報を配信していた理解増進情報制度が廃止されることになっており、既に「NHK政治マガジン」など6サイトは本年3月に更新が終了されました。

新聞離れ・テレビ離れの若者にとって、テキスト・文字ニュースはNHKの報道に触れる可能性があるものです。「メディアの多元性」が重要といいながら、なぜネットの独自コンテンツが廃止されるのですか。理解増進情報制度を廃止することは「情報の多様性」を減ずることにならないのでしょうか。

良質な文章によるテキスト・文字情報は、聴覚障がい者はもとより、昨今の自動音声読上の実用化により、視覚障がい者にとっても非常に重要なものと考えられます。新聞が購読できず、しっかりした記事を実はNHKのネットサービスでしか読めない経済環境にある方もおります。理解増進情報として提供してきたNHKのコンテンツの廃止が、障がい者や低所得者に及ぼす不利益についていかがお考えですか。

(ローカル局支援)

前回の2022年の放送法改正では、民間放送事業者の難視聴解消措置に対してNHKは必要な協力をするよう努力することとされましたが、本改正案では、民間放送事業者へのNHKの協力を義務としています。

また、民間放送事業者から難視聴解消措置の具体的な内容に関する協議の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、NHKは協議に応じなければならないこととしています。

NHKの民間放送事業者に対する協力について、本改正案でなぜ強化することとしたのか、前回の放送法改正では対応できない事態が生じているのか、大臣の答弁を求めます。

民間の地方放送局の中には、人口減少や経済の疲弊など地域社会の衰退による広告収入の減少などによって今後の経営基盤に不安要素を抱えるところが出てきています。

今後は、こうした地方放送局などの再編も不可避との声もありますが、大臣の見解をお伺いいたします。

今はまだ競合する関係性にあるNHKと民間の地方放送局を、共に地域情報の流通を担うパートナーへと作り変えていくことは、公共を担うNHKに期待される役割ではないかと考えます。そこで、総務省として、NHKと民間の地方放送局が連携して、放送ネットワークインフラの維持コストを低減していく取り組みに対し、どのように対応していく考えであるのか、お尋ねいたします。

(NHK共聴)

NHK共聴について伺います。NHKとNHK共聴組合が共同で設置・運用している施設が約5300施設あり、約30万世帯をカバーしています。今後は組合員の高齢化や人口減少などにより、施設の運営や更新費用の確保が困難になるなど、施設の維持に課題が出るのが予想されています。一層の支援が必要であると考えますが、大臣、いかがですか。

(NHK、民放、新聞の連携・協力)

今回の法改正に至る議論について、NHK対民放・新聞という対立で見ることができませんが、今はNHK対民放・新聞の競争の外側に、海外との競争を含めて巨大な競争空間が存在していることは明らかです。

今後は、NHK、民放、新聞の三者が何らかの連携・協力して臨まなければ、デジタル情報空間での深刻な課題や海外の巨大なサービスプラットフォームや海外動画配信サービスなどとの競争に対応できない状況にあるのではないでしょうか。大臣の見解を伺います。

(NHKの信頼・理解・共感)

公共放送が災害時や、今回のコロナ禍のような緊急事態に社会インフラとして果たす役割は小さくありません。良質のドキュメンタリーは多くが評価するところです。

しかし、何より必要なのは、公正中立な報道姿勢であり、NHKが受信料を負担する国民・視聴者共有の財産であることを自覚し、国民・視聴者の信頼・理解・共感などの向上に務めることを期待いたします。

(最後に)

一方、信頼を大きく失墜し、信頼の回復が求められるのは、日本の政治です。岸田総理は、自らの責任を問われ、国民に判断してもらおうと発言しました。総理自らが判断できないのですから、国民の皆様の判断で、政権交代をして、政治の信頼を取り戻していこうじゃありませんか、このことを最後に申し上げて、質疑を終わります。